

**監理技術者等の職務(役割)の明確化、
実質的に施工しない企業の施工体制からの排除、
工場製品の品質確保**

■ 工事現場毎の技術者配置の根拠

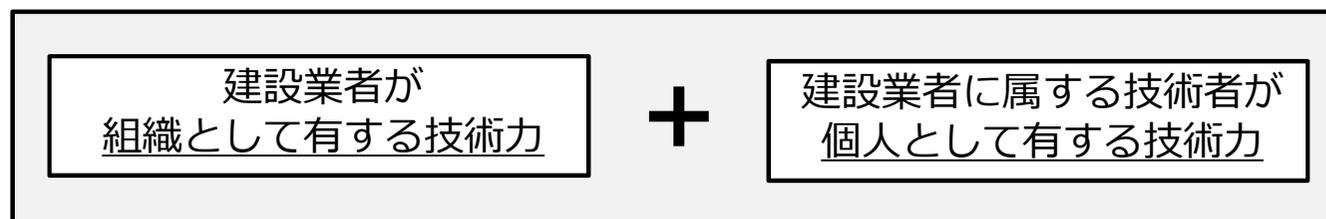
- 適正かつ生産性の高い施工を確保するため高い技術力を有する技術者を工事現場毎に配置。
- 建設生産物ならびに施工の特性を踏まえ、技術者の技術力が必要。

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す



適正な技術的判断・確認

現場配置技術者

適正かつ生産性の高い施工の確保

- 建設業法に規定された職務(役割)は、監理技術者・主任技術者に共通したもの。元下の技術者の役割の違いは明確にされていない。
- 適正施工を確保するにあたり、建設業を取り巻く情勢・変化に対応した、技術者の役割を明確にすべき。

背景

第13回基本問題小委員会 (H28.3.2)

建設業を取り巻く情勢・変化

対応の方向性

- 施工の専門化・分社化、工事量の増減や繁閑の発生への対応等を背景とした施工体制の複雑化
- 施工責任の不明確化やそれに伴う品質低下の恐れ 等



施工体制における監理技術者・主任技術者の役割の違いを明確にすべき

現状

技術者等の役割は、建設業法第26条の3（主任技術者及び監理技術者の職務等）並びに「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日国総建第315号 建設業課長通知）

- 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。〔建設業法第26条の3〕

○ 同旨

〔監理技術者制度運用マニュアル〕

○ 全ての主任技術者等は2種類に大別できるのではないか。

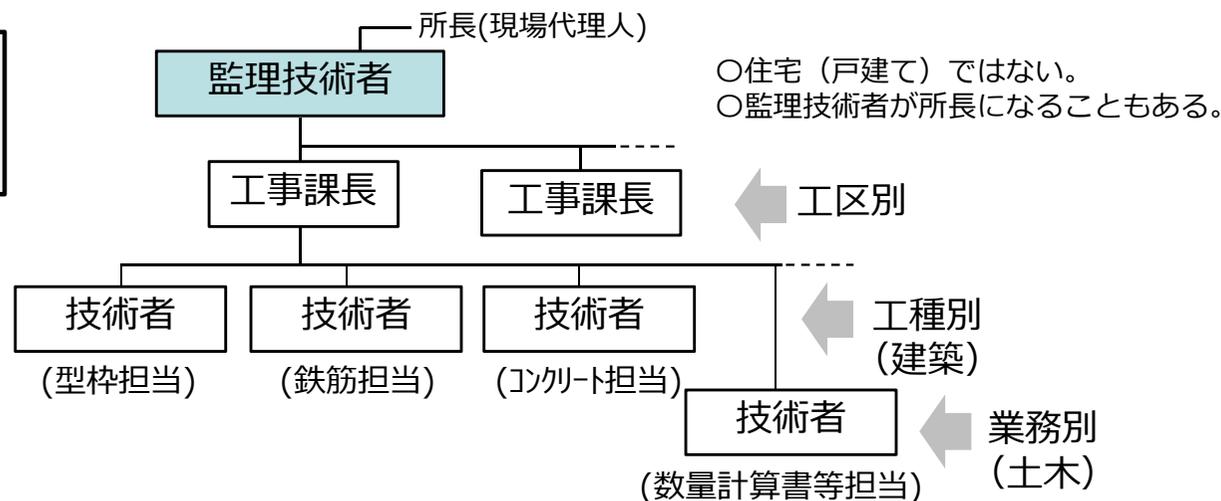
	タイプA	タイプB
役割	○下請を含む請負部分全体の統括的工程管理	○請負部分の施工管理
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の <u>施工計画書（または施工要領書）</u> の作成 ○下請の作成した施工要領書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、 <u>受注した請負部分に関する施工要領書の作成</u> ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	○下請を含む請負部分全体の <u>工程管理</u> ○下請間の工程調整 ○朝礼、巡回、工程会議等の開催、参加	○請負部分の工程管理 ○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	○ <u>下請からの報告を中心とした、請負部分全体の確認</u> ○必要に応じて立ち会い確認、事後確認	○原則として、 <u>立ち会い確認、事後確認</u> ○ <u>元請（上位下請）への報告</u>
技術的指導	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する技術指導	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した請負部分における作業員への技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○ <u>下請からの協議事項への対応（判断等）</u> ○請負部分全体のコスト管理 ○近隣住民等への説明等 等	○ <u>元請（上位下請）への協議</u> ○ <u>元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整</u> ○請負部分のコスト管理 等

全ての主任技術者がどちらに分類されるかの判断基準は、引き続き検討。

- 建設業法には、監理技術者及び主任技術者の配置に関してのみ規定。
- 業者からのヒアリングによれば、実態として、大規模工事においては複数の技術者が配置されていることが通例。

配置
大規模工事では、一般的に工事課長が工区別、技術者が工種別に配置

○ 建築の場合、工種別に明確な役割分担がある一方、土木の場合、現場状況等に応じ臨機応変に対応。



- 現在の監理技術者制度運用マニュアルでは、補佐となる技術者を置いた場合に関する記載がされているが、積極的に置くことが望ましいという内容にはなっていない

○ 建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

- 監理技術者の役割を補佐的に分担する技術者を別途配置することは、良好な施工を進めるためにも有効であり、積極的な配置をマニュアルで記載すべきではないか
- 一方で、工事に関する情報が散逸することは、全体の施工管理等を把握する者がいなくなってしまう、責任の所在が不明確になるため、監理技術者は全体を総括する立場の技術者として、1名としておくべきではないか

○ 監理技術者制度運用マニュアルの記載イメージ

二-三 監理技術者等の職務

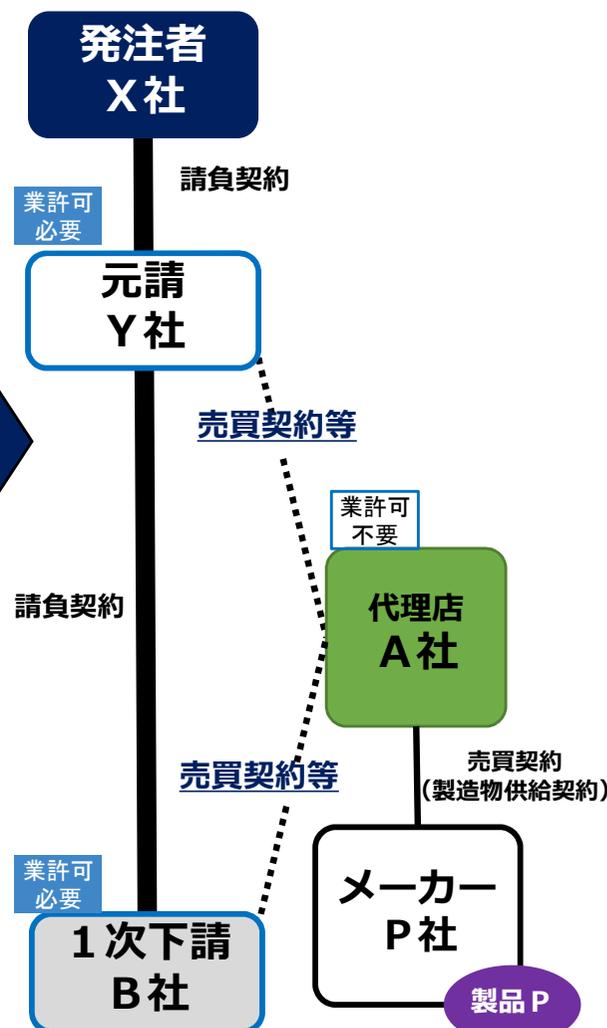
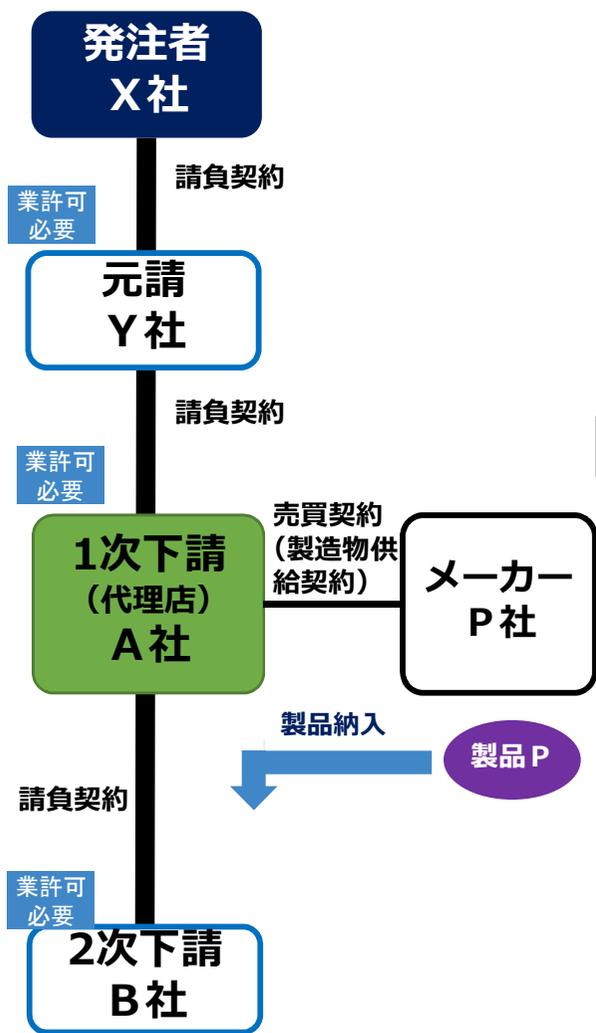
- ・ 特に大規模な工事現場等については、監理技術者等1人で求められる役割を直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、その補佐的な役割を担う技術者を同じ建設業者に所属する技術者の中から配置することが望ましい。

しかし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を補佐する立場の者であり、一つの工事現場における監理技術者等は総括的な立場として1人に情報集約し、監理技術者等は、これらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。なお、補佐的な役割を担う技術者を配置する場合には、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- 現在、一括下請負の判断基準として元請の「実質的に関与」が位置づけられているところ、「実質的関与」とは、元請が自ら総合的に企画、調整及び指導^{*}を行うこととされている。
- 「実質的関与」の基準が不明確であることから、実質的に施工しない企業を施工体制から排除するため、実質的関与の判断基準を明確化すべきではないか。

【現行の施工体制】

【施工体制から排除された場合】



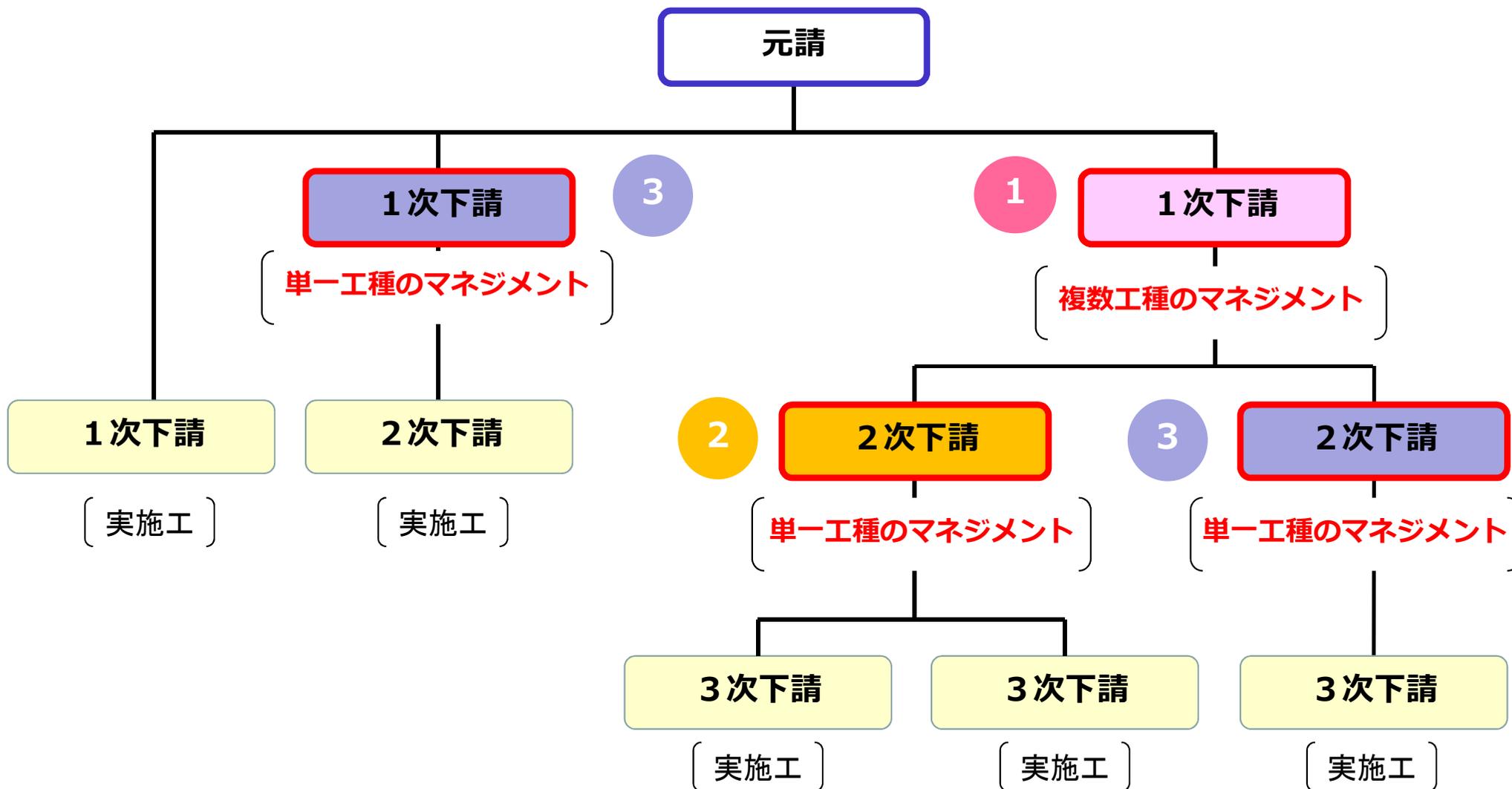
現行の判断基準の問題点

^{*}総合的な企画・調整・指導とは、施工計画の総合的な企画、工程管理、安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等をいう。

- 元請と下請の場合で基準の区別がない
- 下請の施工関与には複数の形態が考えられるが、パターンに応じた区別がない
- 「実質的関与」の解釈の幅が広く、管理行為等をどのような態様で行っていれば良いかの基準が曖昧
- ⇒一括下請負禁止が的確に運用されないおそれ
- ⇒実質的に施工しない企業の排除が図られにくい

- 「実質的関与」の判断基準について、元請と下請に区別した上で、工種や下請企業数に応じて明記
- ⇒ ① 複数工種のマネジメントを行う場合
 - ⇒ ② 単一工種で複数の下請企業のマネジメントを行う場合
 - ⇒ ③ 単一工種で単一の下請企業のマネジメントを行う場合

請け負った工事の全部・主たる部分を他の業者に請け負わせる場合の主なパターン



○一括下請負の判断基準について、元請・下請それぞれが施工上果たすべき役割を再整理し、商社や代理店、労務調達を専ら行う企業を的確に排除できる基準を検討（⇒今夏に通知を改正予定）

元請、下請が施工上果たすべき役割・具体的な判断項目の例

元請が果たすべき役割

(総合的な企画・調整・指導を行うこと)

施工計画の作成	○施工計画書の作成 等
工程管理	○工事全体の統括的な工程管理 等
品質管理	○下請の技術的判断の妥当性確認、判断 等
技術的指導	○下請を含む工事全体に対する技術指導 等
その他	○発注者等との協議・調整 等

下請が果たすべき役割

(担当工事に係る技術的な管理・調整を自ら主体的に行うこと)

施工計画の作成	○施工要領書の作成 等
工程管理	○受注した工事範囲内の工程管理 等
品質管理	○適正施工のための技術的判断 等
技術的指導	○受注した工事に対する技術的指導 等
その他	○上位下請(元請)との協議・調整 ○担当工事の施工確保のための下請調整 等

各項目に掲げられた内容を原則としてすべて行う必要

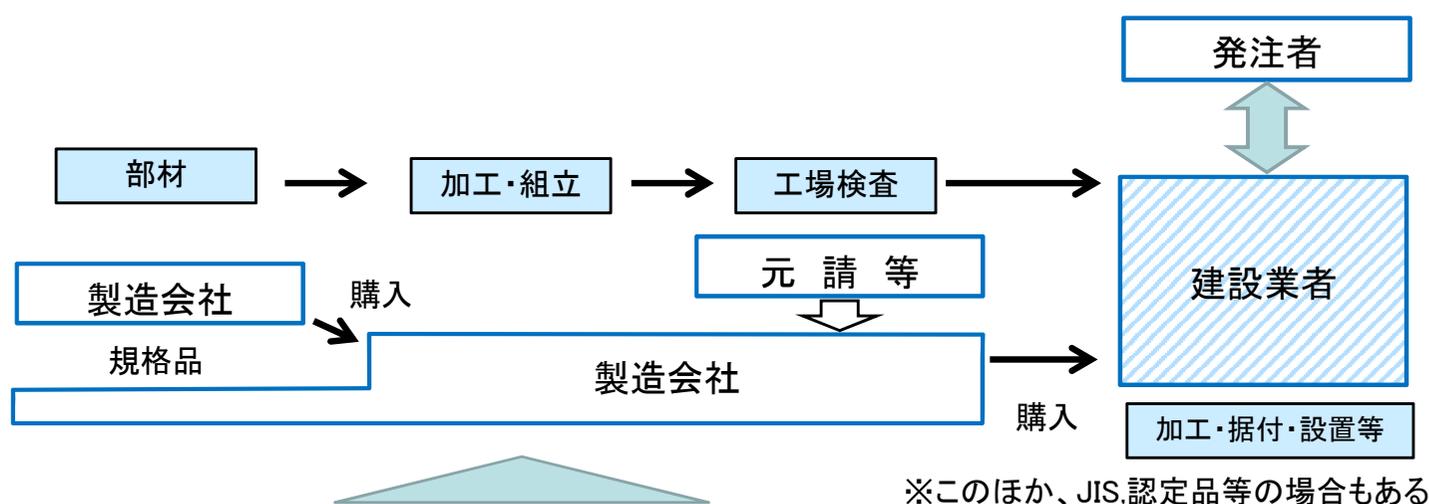
各項目について行う必要
※果たすべき内容については下請のパターン別に整理

単一工種で単一の下請企業のマネジメントを行う場合

実質的な役割を果たしていることがより求められることから、上記要件をより具体的に確認できるよう、基準のあり方を検討

- 工場で加工・組立・製造される工場製品については、現行の建設業法の規定は適用されない
- 品質確保の観点からは、建設生産物の品質に一定の重要性を有する工場製品については、製造会社に対して建設業法上、何らかの規定を設ける必要はないか

- ① 工場製品の品質について、元請に一定の技術的な関与を求めるべきか
⇒ 工場製品の製造は専門性が高く、元請に対して一定の関与を求めることは実際上困難ではないか
- ② 製造品に起因して不具合が生じたときに、製造会社に対して一定の指導監督を行うことができるスキームは考えられないか



製造会社に対して建設業法上一定の制度的な関与を設ける必要はないか。

(例)

- 製造会社について建設業法において位置づけ (例) 届出、登録など
- 製造品の品質を確保するための検査等の手続を規定
- 不具合が発生した場合に行政の製造会社に対する指導監督権限を付与

※これまで建設工事として現場で施工していた構造物が工場製品に移行している例もある（プレキャスト等）。この点、従前から工場で製造されてきたもの（電気器具等）との違いをどのように考えるべきか。